

令和6年度食品ロス削減イベント運営等業務 仕様書

本業務仕様書（以下、「仕様書」という。）は、本県が実施する「令和6年度食品ロス削減イベント運営等業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

1 委託業務名

令和6年度食品ロス削減イベント運営等業務

2 業務の目的

食品ロスは、年間約523万トン（令和3年度推計 農林水産省・環境省）が国内で発生しており、このうち約53%（約279万トン）が食品製造業や小売・外食産業等から、約47%（約244万トン）が家庭から発生している。

こうしたことから、国では、食品ロスに関係する複数省庁が緊密な連携・協力を確保しながら、食品ロス削減に関する総合的かつ実効的な推進を図っているところである。

また、地方公共団体においても、令和元年10月に施行した「食品ロスの削減の推進に関する法律」第14条（教育及び学習の振興、普及啓発等）の規定に基づき、更なる取組の推進が求められている。

そこで、本県において食品ロス削減の意義や重要性を広く発信するため、「食品ロス削減イベント」を開催し、食品関連事業者や県民等の食品ロス削減意識の高揚を図るものである。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務の概要

(1) 日時

令和6年11月2日（土）午前10時から午後4時まで

(2) 会場

鶴舞公園（普選記念壇及び噴水塔東側周辺）

（名古屋市昭和区鶴舞1）

(3) 参加者

県民、食品関連事業者、行政関係者等

(4) 概要

構成等については、次の事項を踏まえて受託者が企画提案を提示し、発注者との協議によって決定する。

なお、同日開催予定の「エコアクション推進フェア」（主催：愛知県）や

「鶴舞公園秋祭り」（主催：鶴舞公園）を始めとする鶴舞公園周辺で開催されるイベント等（連携イベント）との相乗効果を発揮するよう工夫すること。

ア ステージイベント

- ・食品ロス削減に関して知見のある者による講演や、食品ロス削減について身近に取り組めることを啓発できる著名人等によるステージショー等を行うこと。
- ・ステージイベントは連携イベントと同じステージを時間帯で区切って共用することがあるため、看板、デジタルサイネージ等を設置してプログラム名を表示するなど、県民が本業務に基づくプログラムであることを識別できるようにすること。
- ・雨天時にも運営に支障がないステージ及び出演者控えテントを設置すること。その他雨天時の運営について考慮すること。

イ ブース出展

- ・食品ロス削減に取り組む事業者や団体の活動を紹介し、来場者に食品ロスについて理解を深めてもらう内容とすること。あいち食品ロス削減パートナーからの出展者を1以上含めること。
- ・愛知県が作成した環境学習プログラム（食品ロス削減すごろく）を体験してもらうブースを設置すること。
- ・フードドライブを実施するブースを設置すること。
- ・集客につながる出展者の構成や仕掛けを検討すること。
- ・雨天時にも運営に支障がないブースを設置すること。

ウ その他

- ・県が作成した子ども向け食品ロス削減啓発動画「のん子ちゃんと学ぶ『食品ロス』」（令和5年度改定）の内容を活用すること。
- ・店舗や民間団体が食品ロス削減に取り組むにあたって啓発用に使用できる「てまえどり」POPを作成すること。
- ・上記以外に参加者へ食品ロス削減を啓発する効果的なコンテンツを提案して実施すること。

5 委託業務の内容

（1）計画作成業務

- ・業務実施体制の手配
- ・司会者、出演者及びブース出展者等の選定
- ・本業務実施にあたっての環境配慮事項の確認
- ・上記のほか、業務の実施に必要な計画の作成

（2）開催準備業務

- ・司会者、出演者及びブース出展者等のスケジュール等の調整
- ・進行台本及びイベントの開催に必要なマニュアル等資料の作成

- ・会場の使用や設営・撤去等に係る業務実施場所の管理者等との調整
- ・スタッフ、ステージ、音響・照明・映像機器、開催に要する資機材等の一
切の準備及び手配
- ・参加者の募集、案内、受付等の実施
- ・当日プログラムの作成およびその他資料の準備及び配布
- ・「てまえどり」啓発用 POP の作成 22,000 枚以上
- ・業務実施に関する打合せ（発注者と連携イベント関係者との打合せに出席
することを含む。）。
- ・上記のほか、業務の実施に必要な準備

(3) 設営・撤去業務

- ・会場管理者等との時間帯の調整
- ・会場の設営及び資機材撤去、終了後の会場の原状復旧
- ・会場の構造、形状を損なわないための養生
- ・イベントのタイトル看板等（会場に合わせて適切な資機材を用いること）
の設置及び撤去
- ・資機材の搬入におけるスタッフの配置や作業スペースの確保等、必要な
安全対策
- ・上記のほか、業務の実施に必要な設営・撤去等

(4) 管理・運営業務

- ・イベントの進行管理
- ・司会者・講演者、参加者等に対する必要な安全対策の実施
- ・来場者の会場への案内誘導や苦情・緊急対応等、各種対応の実施
- ・フードドライブの実施及び実施後のフードバンクへの搬送
- ・本県等関係者との連携による円滑な業務の実施
- ・会場内における必要な警備、案内誘導、防火管理等の実施
- ・本県等関係者との連携による円滑な業務の実施
- ・上記のほか、業務の実施に必要な管理・運営

(5) その他本業務実施に係る事項

- ・会場設営・撤去等に要する費用の支払い業務
- ・司会者及び出演者への謝礼、交通費等の支払い業務
- ・肖像権に関する事等、映像・画像の撮影に必要な確認・調整業務
- ・上記のほか、業務の実施に必要な業務

(6) 広報業務

- ・本業務は、報道関係機関等に対してアピールできる内容とし、各種メディア
を活用し、周知を図ること。
 - ・イベントを周知するための印刷物のデザイン作成・印刷・発送
- (ア) チラシA4サイズ（カラー両面）

3,500 部以上印刷

(イ) ポスターB 2 サイズ (カラー片面)

310 部以上印刷

(ウ) チラシ及びポスターの県が指定する送付先 (約 250 か所) への発送
なお、チラシ・ポスターとも文字校正を 2 回以上行うこととし、納期・方法・場所は別途本県が指示するものとする。

また、発送の際に添付する送付文は県が作成する。

(7) 業務記録作成業務

食品ロス削減イベント終了後、本業務の実施状況や運営状況等について、記録写真、メディア等の報道状況も含めた業務報告書 2 部及びそのデータを保存した DVD 又は CD を 2 部作成すること。データについては、Microsoft Word、Excel 及び PDF ファイルで作成すること。

6 成果物

(1) 業務報告書 2 部 (電子媒体 DVD 又は CD 2 部を含む)

(2) 制作した「てまえどり」啓発用 POP 22,000 枚以上

7 注意事項

(1) 提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

(2) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を 1 名選任し、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。

(3) 受託者は、本業務に先立ち業務実施計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者と協議の上、業務を実施すること。

(4) 受託者は、本業務の実施・運営に際し、本県や出演者その他の関係者との連携・調整を行うこと。

(5) 本業務を行うにあたり必要な資機材は、委託者が貸与するものを除き、原則として受託者が用意すること。

(6) 受託者は、成果物の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。以下同じ。) を委託者に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

(7) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物 (以下「既存著作物等」) が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。

(8) 本仕様書に定めのない事項や社会情勢の変化 (新型コロナウイルス感染症等) により本仕様書の内容に変更が必要となった場合については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

(9) 受託者は、委託者から本業務の進捗状況を把握するために資料等を要求さ

れた場合には、速やかに提出すること。

- (10) 本イベントは、発注者が主催する3R等の普及啓発に関するイベント「ごみゼロ社会推進あいち県民大会」と同日、同会場で開催するため、県民大会開催業務受託者とスケジュール調整等を行うこと（県民大会開催業務は本業務に含まない）。
- (11) 「エコアクション推進フェア」（主催：愛知県）や「鶴舞公園秋祭り」（主催：鶴舞公園）を始めとする鶴舞公園周辺で開催されるイベント等（連携イベント）の主催者及びその業務受託者とスケジュール調整等を行うこと。
- (12) 本業務の実施に当たり、本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者による協議の上、定めることとする。